

放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会 平成 27 年度取りまとめへの対応状況

(中間貯蔵関連)

取りまとめのポイント (平成 27 年度当時)

- 中間貯蔵施設の整備と県外最終処分の実施は、巨大なナショナルプロジェクトであると同時に、30 年という長期にわたり、継続する事業である。短期的な対応だけではなく長期的な展望を持って、取組を進めていくことが肝要である。
- 中間貯蔵施設の用地確保に当たっては、地権者一人ひとりの思いに丁寧寄り添いつつ、政府を挙げての用地交渉経験者の積極的活用を含む用地担当職員の更なる増員を含めて、組織体制を強化し、地権者の理解を得ていくことが必要である。
- 中間貯蔵施設の整備や輸送については、安全に万全を期し、地域の方々の理解を得ながら進めていく必要がある。また、用地の確保状況に応じて、施設整備や輸送を戦略的かつ柔軟に進めていく必要がある。
- 30 年以内の福島県外での最終処分に向けて、長期的な戦略とスケジュールを明確にした上で着実に除去土壌等の減容化・再生利用に関する技術開発を進める必要がある。また、施設の整備や管理等に当たっても最終処分や再生利用を見越した計画とすることが重要である。

放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会 平成27年度取りまとめへの対応状況

(2) 中間貯蔵

<施設整備の見直し等について>

取りまとめ記載事項	現状、対応状況
<p>前述の自治体アンケート調査でも、できるだけ早期の搬入や搬入時期の見直しを求める意見が多かった。用地交渉やパイロット輸送など中間貯蔵施設全般に係る取組の現状に関する情報提供を最大限行うとともに、用地確保の進捗状況を踏まえつつ、中間貯蔵施設の整備の見直しを段階的にでも示し、状況に応じてこれを柔軟に見直していくことが重要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年3月に公表した、中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見直し」に沿って、除染土壌等の輸送量を段階的に拡大させていく。 ・平成28年度末までに約23万m³の除染土壌等の輸送を実施し、平成29年度は平成28年度の約3倍となる50万m³程度の輸送を実施する予定。 ・HP等でも用地交渉や輸送状況などの中間貯蔵事業全般の取組状況の情報提供を最大限行っている。 ・用地交渉の進捗を踏まえつつ、施設整備の見直しを段階的に示していく。
<p>中間貯蔵施設の整備と県外最終処分の実施は、巨大なナショナルプロジェクトであると同時に、30年という長期にわたり、様々にフェーズを変えながら継続する事業である。このため、必要な整備がヒト・モノ・カネの面で滞ることのないよう、環境省のみならず政府一丸となって取組を進めるとともに、民間の知恵も活用しつつ、30年以内の福島県外での最終処分の実施を見据えた上で施設の在り方の検討や減容化に関する取組を実施するなど、短期的な対応だけではなく長期的展望を持って、全体のストーリーを考えながら、取組を進めていくべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中間貯蔵施設の早期整備に必要な体制については、関係省庁の協力を得つつ、用地担当職員を始めとする必要な人員並びに予算の確保を進めている。 ・30年以内県外最終処分に向けて、検討会を設置し、減容・再生利用に係る技術開発戦略、再生利用の促進に係る事項等について検討を行っている。

＜用地確保について＞

取りまとめ記載事項	現状、対応状況
<p>中間貯蔵施設の整備に当たっては、地権者の方々の御理解を得つつ、用地の確保を図ることが大前提である。前述のとおり、現時点では用地の確保がまだ十分に進んでいるという状況にはない。政府を挙げての用地交渉経験者の積極的活用を含む用地担当職員の更なる増員を含めて、組織体制を強化し、地権者一人ひとりの思いに丁寧に寄り添いつつ、地権者の理解を得ていくことが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年3月に公表した、中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」に沿って、平成28年度末までに約376haの用地を確保し、平成29年9月末時点で1,139人と契約し、契約面積も約624haに至るなど、着実に用地の確保が進捗してきている。 ・平成29年度は前年度から用地職員を10人増員し、平成28年度に続き、更なる体制強化を図ったところ。 ・今後も地権者の皆様から中間貯蔵施設へのご理解とご協力を得られるよう、誠実に対応し、更なるコミュニケーションの構築に努め、用地取得を推進していく。
<p>また、並行して、連絡先が不明の地権者の方々についての調査を早急に行い、地権者を確定させていく必要があるが、取りうる手段を尽くしてもなお地権者が不明の土地がある場合には、他の復興事業等での実例も参考としつつ、不在者財産管理人制度の活用も含め、制度面・実態面の両面から連絡先が不明の地権者の方々の土地への対応として必要な措置を整理する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・また、連絡先を把握できていない地権者(平成29年8月末時点で約540人)の皆様に対する対応につきましては、町や関係機関への情報提供依頼、各種資料調査及び広報等で連絡先の把握に努めている。 ・「不明者・連絡できない方」のほとんどは亡くなられている方であり、相続調査を1人ずつ行いながら、完了した方から順次相続人の方々への対応をしている。 ・地権者を特定するためのあらゆる調査を行っても、相続人の行方や相続人が存命か否かが不明な場合は、「不在者財産管理人」制度などの活用を含めて、対応策を検討していく。

＜施設整備・輸送の安全性等について＞

取りまとめ記載事項	現状、対応状況
<p>中間貯蔵施設の整備や輸送については、安全に万全を期し、地域の方々の理解を得ながら進めていく必要がある。また、用地の確保と施設の整備・輸送が同時並行で行われるため、用地の確保状況に応じて、施設整備や輸送を戦略的かつ柔軟に進めていく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全に万全を期して施設整備及び輸送を実施している。 ・中間貯蔵施設整備については、除染土壌等の飛散・流出防止措置、放射線モニタリングを実施。 ・中間貯蔵施設への輸送については、GPSを用いた輸送車両の常時把握及び除染土壌等を入れた土のう袋等の全数管理を実施している。 ・また、今後の輸送量及び輸送台数を想定した上で、これらに対応した舗装厚の改良や、工事用道路の整備などの道路交通対策を輸送量の拡大に先立って実施することとしている。（一部の対策については既に実施済み。） ・今後とも、関係機関、関係市町村と十分に連携をとりつつ、地元の皆様のご理解とご協力の下、安全かつ確実な施設整備、輸送に取り組む。 ・用地確保の状況に応じて、戦略的かつ柔軟に施設整備を行うべく検討を進めている。
<p>現在行っているパイロット輸送を着実に実施するとともに、本格的な輸送を円滑に進めることができるよう、パイロット輸送で得られた知見を、適切にフィードバックすることが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年11月に、今後の対策や改善策の具体化につなげるべく、これまで実施してきた輸送の検証を行い、「中間貯蔵施設への除染土壌等の輸送に係る検証報告」をとりまとめた。 ・実施した対策等は概ね想定どおり機能し、また、日々の輸送を実施する中で発見された課題や中間貯蔵施設環境安全委員会等における指摘等を踏まえ、関係機関との連携の下、道路補修等の交通安全対策、道路交通情報の集約、事故を想定した訓練の実施、総合管理システムの機能改修、放射線モニタリング情報のリアルタイムの公開等の改善策を随時講じることで、安全かつ確実な輸送を実施できていると評価した。 ・上記を踏まえ、昨年12月には輸送実施計画を更新した。
<p>中間貯蔵施設の管理については、JESCO等の関係者としっかりと連携をして、安全に万全を期して取り組むとともに、本格的な施設の整備に向けて、これまで国の検討会（中間貯蔵施設安全対策検討会）や福島県の中間貯蔵施設に関する専門家会議の意見を聴いて取りまとめた指針等を基礎として、中間貯蔵施設の整備や管理に関する基準を整えていく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中間貯蔵施設の管理については、JESCO等の関係者としっかりと連携をして、安全に万全を期して取り組んでいく。 ・中間貯蔵施設に係る指針を基礎として、本格的な施設の運用開始に向けて、必要な基準の整備を行う。

<減容化・再生利用について>

取りまとめ記載事項	現状、対応状況
<p>中間貯蔵施設への輸送の負担の軽減や県外最終処分の実現に向けて、除去土壌等の減容化や再生利用にできるだけ早い段階から取り組むことが重要である。このため、30年以内の福島県外での最終処分に向けて、長期的な戦略とスケジュールを明確にした上で着実に除去土壌等の減容化・再生利用に関する技術開発を進めるとともに、情報の発信、モデル的な再生利用の取組等を通じ、全国的な理解の醸成を図っていく必要がある。また、施設の整備や管理等に当たっても最終処分や再生利用を見越した計画とすることが重要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会(中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会)の議論を踏まえ、減容・再生利用等に係る当面の技術開発戦略を策定している。 ・福島県外における最終処分に向けた当面の減容処理技術の開発や除去土壌等の再生利用等に関する中長期的な方針として、昨年4月に「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」を取りまとめた。 ・また、同年6月には、除去土壌等の再生利用を段階的に進めるための指針として、「再生資材化した除去土壌の安全な利用に関する基本的考え方について」を取りまとめた。 ・これらに沿って、県外最終処分に向けた取組を着実に進める。 ・昨年12月からは南相馬市において除去土壌の再生資材化及び再生資材を用いた試験盛土の実証事業に着手。今後、実証事業の成果を「再生利用の手引き(案)」の検討に活用していく。

<地元とのコミュニケーションについて>

取りまとめ記載事項	現状、対応状況
<p>地元とのコミュニケーションは、中間貯蔵施設の運営に当たって重要である。より一層、ホームページ等における積極的な情報公開を行うとともに、地元自治体や地域住民等により構成される「中間貯蔵施設環境安全委員会」が地元とのつなぎ役としての特性を存分に発揮することなどを通じて、地元とのコミュニケーションを一層図りながら、中間貯蔵事業に関する理解を深めていくべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・HPや新聞広告等を通じた情報発信を積極的に行い、中間貯蔵施設事業に関する理解を深めていただいている。 ・「中間貯蔵施設環境安全委員会」において、中間貯蔵施設の建設、除染土壌等の輸送の状況等について報告し、助言をいただいている。